

## 「福岡未来づくり住宅応援事業者」登録要綱

### (趣旨)

- 第1条 この要綱は、ZEH水準を上回る省エネルギー性能を備え、PPA方式による太陽光発電設備を設置する「福岡未来づくり住宅」が発揮する省エネルギー効果や健康への好影響を、事業者を通じて福岡県内に広く周知し、高水準の省エネルギー住宅の普及を推進することを目的とする。
- 2 この要綱は、「福岡未来づくり住宅応援事業者」の登録に関して、必要な事項を定める。

### (定義)

- 第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。
- 一 登録制度 「福岡未来づくり住宅応援事業者」を登録し、その情報を公表する制度をいう。
  - 二 福岡未来づくり住宅応援事業者 第5条第1項の申込みにより同条第2項により登録された事業者（以下「応援事業者」という。）をいう。

### (応援事業者の役割)

- 第3条 応援事業者は、新築住宅の建設や太陽光発電設備設置の営業活動において、積極的に福岡未来づくり住宅の特長を広報することで、高水準の省エネルギー住宅の普及に努めること。

### (登録要件)

- 第4条 この要綱に基づき登録を行う事業者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
- 一 福岡県内に本店もしくは支店を有する法人事業者、または福岡県内の個人事業主であること。
  - 二 ZEH水準を上回る断熱性能やPPA方式での太陽光発電設備設置など、高水準の省エネルギー住宅の建設を積極的に進めている住宅建設事業者であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、登録の対象としない。
- 一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員
  - 二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、または前号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者

### (登録手続)

- 第5条 この要綱に基づく登録を希望する事業者は、登録申込書（様式第1号）により、福岡県建築都市部住宅計画課（以下「住宅計画課」という。）に申し込むものとする。なお、登録の申込みは、事業者の店舗単位で行うものとする。
- 2 住宅計画課は、前項による申込みを受けたときは、内容等を審査し、適切であると認めた場合に、応援事業者として登録を行うとともに、登録した旨を通知するものとする。

(登録の有効期間)

第6条 登録の有効期間は、第5条第2項の通知の日から登録制度が終了する日までとする。

2 住宅計画課は、登録制度が終了する場合、応援事業者へ事前にその旨を通知するものとする。

(変更の届出)

第7条 応援事業者は、登録内容を変更する場合、変更届出書(様式第2号)により、住宅計画課へ提出するものとする。

(登録の取消し)

第8条 住宅計画課は、応援事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第2項による登録を取り消すことができる。

- 一 応援事業者より登録の取消しの申し出があったとき
- 二 登録の申請内容等に虚偽の事項が認められたとき
- 三 その他、この要綱に照らして応援事業者としてふさわしくないと認めたとき

(実績報告)

第9条 応援事業者は、毎年度の活動内容について、それぞれ翌年度の5月末日までに活動実績報告書(様式第3号)を住宅計画課へ提出するものとする。

(要綱の変更)

第10条 この要綱を変更した場合は、応援事業者に通知するものとし、既に登録済みの応援事業者についても変更後の要綱を適用する。

(免責事項)

第11条 福岡未来づくり住宅の広報、建設に係る事故、苦情(以下「事故等」という。)が発生した場合は、応援事業者がその責任において処理しなければならない。

2 前項に規定する事故等によって第三者に対して損害または損失を与えた場合において、住宅計画課は損害賠償その他の法律上の責任を一切負わないものとする。

3 第8条により応援事業者の登録を取り消したことについて、事由の如何を問わず住宅計画課は一切の損害賠償義務を負わないものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和8年5月25日から施行する。